

檜原市浄化センター長期包括運営委託事業

入札説明書

令和元年 5 月

檜 原 市

目次

1	公告日	1
2	発注者	1
3	担当部局等	1
	(1) 事業担当課	1
	(2) 契約担当課	1
	(3) アドバイザー	2
4	事業概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 事業場所	3
	(3) 事業期間等	3
5	事業者選定の手続き	3
	(1) 契約締結までの流れ	3
	(2) 契約締結までのスケジュール	5
	(3) 事業者選定委員会の設置	6
6	募集要項（第一部）	6
	(1) 募集要項（第一部）の構成	6
	(2) 募集要項（第一部）の公表	6
	(3) 募集要項（第一部）に関する質疑回答	6
7	参加資格要件等	7
	(1) 応募者の構成	7
	(2) 応募者の参加資格要件	8
8	参加資格確認	10
	(1) 資格審査申請時の提出書類	10
	(2) 資格審査申請書類の提出	10
	(3) 資格審査結果	11
	(4) 参加資格の喪失等	11
9	募集要項（第二部）	11
	(1) 募集要項（第二部）の構成	11
	(2) 募集要項（第二部）の交付方法	11
10	本件施設の視察	11
	(1) 本件施設の視察及び参考資料の閲覧等	11
	(2) 視察等を踏まえた質疑回答	12
11	対話の実施	12

(1) 対話の目的	12
(2) 対話要領の送付.....	12
(3) 対話の実施	13
1 2 入札書類の提出.....	13
(1) 入札書類の構成.....	13
(2) 入札書類の提出.....	13
(3) 入札の辞退	14
(4) 入札の無効・失格.....	14
(5) 入札にあたっての留意事項.....	15
(6) 入札書類の修正等の禁止.....	15
(7) その他	15
1 3 落札者の決定等.....	15
(1) 審査及び落札者決定方法.....	15
(2) 審査結果の通知.....	16
(3) 審査結果の公表.....	16
(4) 落札者決定後の手続.....	16
1 4 入札保証金、契約保証金.....	17
(1) 入札保証金	17
(2) 契約保証金	17
1 5 その他	18
(1) 審査結果についての説明請求.....	18
(2) 費用負担	18
(3) 使用言語等	18
別紙 1 参考資料	19
別紙 2 落札者決定基準.....	20

本入札説明書は、「橿原市浄化センター長期包括運営委託事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により選定するにあたり適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項（入札説明書、要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、様式集）によるものとする。

本事業に係る入札に参加することを希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料の作成等を行うものとする。

1 公告日

令和元年 5 月 31 日

2 発注者

橿原市長 森下 豊

3 担当部局等

(1) 事業担当課

本入札において、本事業の事務及び橿原市浄化センター（以下「本件施設」という。）の視察等を担当する課（以下「事業担当課」という。）は、以下のとおりとする。

橿原市役所 環境づくり部 環境保全課（橿原市浄化センター内）

所在地：〒634-0002 奈良県橿原市東竹田町 148-1

T E L：0744-22-8333

F A X：0744-22-8088

E-mail：joka@city.kashihara.nara.jp

ホームページ：<https://www.city.kashihara.nara.jp/article?id=5cbe975f65909e61bea55644>

(2) 契約担当課

本入札において、入札及び契約に関する事務を担当する課（以下「契約担当課」という。）は、以下のとおりとする。

橿原市役所 生活安全部 契約検査課

所在地：〒634-8586 奈良県橿原市八木町 1-1-18

T E L：0744-21-1112

F A X：0744-24-9721

E-mail：keiyaku@city.kashihara.nara.jp

ホームページ：<https://www.city.kashihara.nara.jp/article?id=5c518f4865909e2e2e2e2e2e2e2e2e2e>

(3) アドバイザー

本事業の事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

復建調査設計株式会社

4 事業概要

本事業は、本件施設の運転、電気・上水道・燃料及び薬剤等（以下「用役」という。）の調達・管理、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修（機器単体の修繕及び定期修繕）等（以下「運営維持管理業務」という。）等を実施する事業者として選定された単体企業又は応募グループ（以下「落札者」という。）によって設立された特別目的会社（本事業を実施することのみを目的として設立された会社、以下「受注者」という。）に、市の許可業者が搬入するし尿及び浄化槽汚泥（以下「許可し尿等」という。）並びに他市町村から処理の依頼を受けて市が搬入を認めたとし尿及び浄化槽汚泥（以下、「他市町村し尿等」という。）を含めて「処理対象物」といい、処理対象物の処理を行うため、本件施設の運営維持管理業務を委託するものである。

市は、受注者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）に亘って本件施設を所有し、受注者は、本件施設を運営維持管理するものとする。受注者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、要求水準書の別紙 1 に示す本件施設の設計・施工企業（以下「施工企業」という。）からの調達が必要となる部品（以下「特定部品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。また、特定部品の定期点検、補修についても、自ら調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により調達することができるものとする。

落札者及び受注者は、令和元年度現在で本件施設の運転業務を実施している事業者（以下「既存運転事業者」という。）及び市から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、既存運転事業者等からの引継ぎを行う。また、受注者が本件施設にかかる募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

本件施設は、平成 19 年 4 月に供用開始されて以降、12 年経過しており、現在まで本件施設の基本性能を発揮し、安全に稼働している施設である。

本事業は、市から、令和 2 年 4 月から令和 16 年 3 月までの 14 年間にわたり、本件施設の運営維持管理業務を委託する事業である。

(1) 事業名称

橿原市浄化センター長期包括運営委託事業

(2) 事業場所

橿原市東竹田町 148-1

(3) 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、以下のとおりとする。

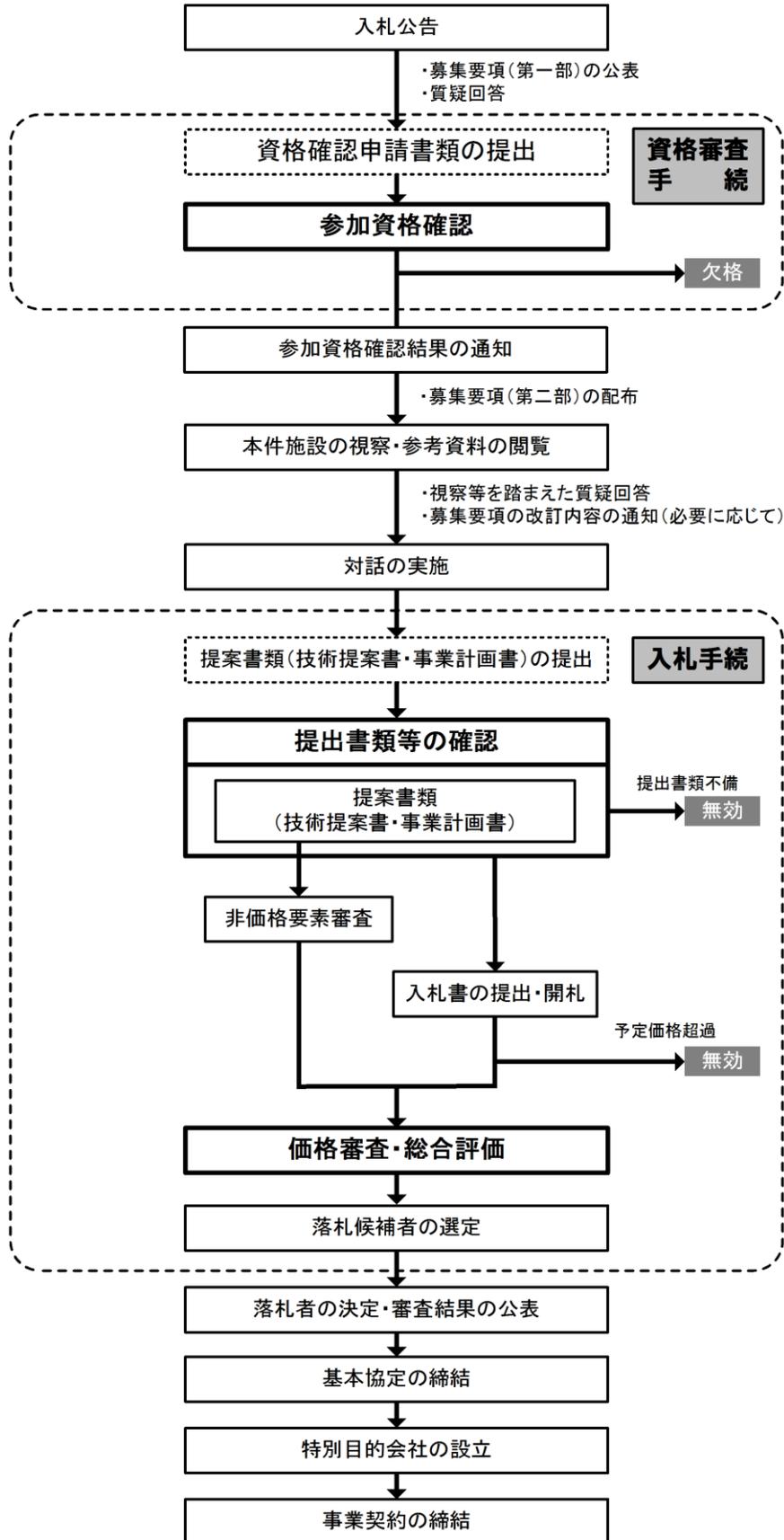
- ① 事業準備期間：令和 2 年 1 月 6 日から令和 2 年 3 月 31 日
- ② 乖離請求期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
- ③ 運営期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日
- ④ 事業期間：事業契約締結日から令和 16 年 3 月 31 日

5 事業者選定の手続き

(1) 契約締結までの流れ

入札公告から事業契約締結に至るまでの流れは図表 1 のとおりであり、民間事業者が募集要項に規定する本事業に参画するに足る資格を有していることを条件に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により事業者の選定を行う。

図表 1 契約締結までの流れ



(2) 事業契約締結までのスケジュール

事業契約締結に至るまでのスケジュール（予定）は図表 2 のとおりである。

ただし、「檜原市の休日を守る条例」（平成元年檜原市条例第 2 号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。

図表 2 契約締結までのスケジュール(予定)

No.	項目	日程
①	入札公告	令和元年 5 月
②	募集要項（第一部）の公表	令和元年 5 月
③	募集要項（第一部）質疑の受付	令和元年 5 月
④	募集要項（第一部）質疑に対する回答	令和元年 6 月
⑤	参加資格確認申請書の受付締切	令和元年 7 月
⑥	参加資格確認結果の通知	令和元年 7 月
⑦	募集要項（第二部）の配布	令和元年 7 月
⑧	本件施設の視察及び参考資料の閲覧	令和元年 7 月
⑨	視察等を踏まえた質疑の受付	令和元年 7 月
⑩	視察等を踏まえた質疑に対する回答	令和元年 8 月
⑪	募集要項の改訂内容の通知（必要な場合）	令和元年 8 月
⑫	対話の実施	令和元年 8 月
⑬	入札書類（技術提案書・事業計画書等）の提出	令和元年 10 月
⑭	非価格要素審査の実施	令和元年 11 月
⑮	価格審査の実施	令和元年 11 月
⑯	総合評価の実施	令和元年 11 月
⑰	落札者の決定	令和元年 11 月
⑱	基本協定締結	令和元年 12 月
⑲	特別目的会社の設立	令和元年 12 月～ 令和 2 月 1 月
⑳	事業契約締結	令和 2 年 1 月

なお、上記スケジュール（予定）は応募者の応募資料提出の状況、檜原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

(3) 事業者選定委員会の設置

市は「橿原市執行機関の附属機関に関する条例」第 2 条の規定に基づき、事業者選定委員会を設置する。事業者選定委員会の構成は、図表 3 のとおりである。

(敬称略)

図表3 事業者選定委員会の構成

区分	氏名	所属・役職等
会 長	荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
副 会 長	靄巻 峰夫	独立行政法人国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
職務代理	樋口 能士	立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授
委 員	岡崎 益光	橿原市 副市長
委 員	豊芦 弘	橿原市 法務専門官
委 員	森嶋 勇人	橿原市 環境づくり部長

6 募集要項（第一部）

(1) 募集要項（第一部）の構成

募集要項（第一部）は以下の書類により構成される。

これらの書類は応募資料を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書
- ③ 様式集

(2) 募集要項（第一部）の公表

募集要項（第一部）は、令和元年 5 月 31 日（金）から市のホームページにおいて公表する。

(3) 募集要項（第一部）に関する質疑回答

① 質疑の受付

ア. 受付期間：令和元年 5 月 31 日（金）から 6 月 14 日（金） 17 時まで

イ. 質疑の方法

募集要項（第一部）について質疑のある者は、「募集要項（第一部）に関する質疑書」（様式第一号①～③）に、その内容を簡潔に記載し、3（1）の事業担当課

の電子メールアドレス宛に送信すること。企業グループでの参加を予定しているものは、グループを代表する企業を取りまとめるものとする。電子メールの送信にあたっては、表題は「募集要項（第一部）に関する質疑」とし、3（1）の事業担当課に示した電話番号に受理確認の連絡を行うこと。持込み、郵送、FAX、電話等による質疑は受付けない。

② 質疑に対する回答

ア. 回答日：令和元年 6 月 28 日（金）

イ. 回答方法

回答は3（1）に記載の URL（樫原市ホームページ）にて公表する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。また、市が回答した内容は、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となる。

7 参加資格要件等

（1）応募者の構成

- ① 応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）、協力会社（応募企業又は構成企業以外の者で、事業開始後、受注者から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ② 応募企業又は構成企業は、特別目的会社に出資を行い、特別目的会社を設立するものとする。
- ③ 応募グループにあつては構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。
- ④ 代表企業又は構成企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 応募企業又は構成企業が、他の応募企業又は構成企業となることは認めない。
- ⑥ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者として参加することはできない。
- ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 応募者の参加資格要件

① 参加資格に関する要件

応募者は、以下のすべての要件を満たすこととする。

- ア. 応募企業又は応募グループの代表企業は、平成 31 年度榎原市入札参加資格者名簿に登載されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、榎原市入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 11 月 1 日告示第 208 号）による指名停止措置を受けている者でないこと。
- イ. 構成企業は、平成 31 年度榎原市入札参加資格者名簿に登載されている者、又は本事業の入札に際し、榎原市入札参加資格者として認められた者であること。構成企業のうち平成 31 年度榎原市入札参加資格者名簿に未登載の者は、本事業の資格申請書等の提出時に、榎原市入札参加資格の審査申請書類を提出すること。
また、いずれの者も本事業の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、榎原市入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 11 月 1 日告示第 208 号）による指名停止措置を受けている者でないこと。
- ウ. 榎原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 7 月 18 日告示第 175 号）に基づく措置要件に該当する者でないこと。
- エ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- オ. 本件資格審査書類提出日以前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は 6 ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。
- カ. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別精算開始の申立て、旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。
- キ. 本事業に関する市の発注支援業務を受注した復建調査設計株式会社及び同団体が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の

発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

ク. 5 (3) に記載する事業者選定委員会の委員と現在、利害関係又は雇用関係のある者でないこと。

ケ. 法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納している者でないこと。

② 業務実績に関する要件

本件施設の運営維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績等は以下のとおりである。応募グループで参加する場合は、構成企業全体として以下の全ての要件を満たすものとする。

実績等
・ 地方公共団体（注1）が管理するし尿処理施設（注2）または下水道終末処理施設で生物処理の運転・維持管理業務（定期修繕を含む）の元請実績（注3）を有すること。

注1) 地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

注2) し尿処理施設には、汚泥再生処理センターを含む。

注3) 元請実績とは、自ら又は自らが構成企業となって設立した特別目的会社が、地方公共団体から直接に業務を請け負った実績をいう。

8 参加資格確認

市は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。応募者は次に従って参加資格確認の申請を行い、審査を受けるものとする。この場合、参加資格確認基準日は資格審査申請書類の提出日とする。

(1) 資格審査申請時の提出書類

資格審査申請書類は以下のとおりとする。なお、⑧～⑩については、資格審査後に行われる本件施設の視察（10に規定するもの）を希望する場合に提出すること。提出書類の様式は、3（1）に記載の URL からダウンロードすることができる。

- ① 参加資格確認申請書（様式第二号）
- ② 応募者の構成（様式第三号①、②-1、②-2）
- ③ 委任状（代表企業に入札手続等を委任するもの）（様式第四号）
- ④ 運転・維持管理業務等の実績（様式第五号）
- ⑤ ④を証明する書類
- ⑥ 履歴事項全部証明の写し（法務局が証明したもの）
（応募者を構成するすべての企業について必要（ただし法人事業者に限る））
- ⑦ 誓約書（様式第六号①、②-1、②-2）
（応募者を構成するすべての企業について必要）
- ⑧ 本件施設の視察申込書（様式第七号）
- ⑨ 参考資料の配布申込書（様式第八号）
- ⑩ 参考資料の閲覧申込書（様式第九号）
- ⑪ 対話申込書（様式第十号）
- ⑫ 納税証明書（未納の税額がないことを証するもの）
（7（2）①ケ.を証するもので、応募者を構成するすべての企業について必要とし、受任営業所で申請の場合は本店分・営業所分双方が必要）
- ⑬ 橿原市入札参加資格審査申請書類
（構成企業のうち平成31年度橿原市入札参加資格者名簿に未登載の者に限る）

(2) 資格審査申請書類の提出

資格審査申請書類は、正本1部をA4版フラットファイル2穴に綴じて、以下のとおり持参すること。

- ① 受付期間：令和元年7月1日（月）から令和元年7月5日（金）まで
- ② 受付時間：9時から17時まで
- ③ 受付場所：3（2）の契約担当課

(3) 資格審査結果

資格審査結果は、令和元年 7 月 11 日（木）に電子メール及び書面（「参加資格審査結果通知書」）により代表企業に通知する。

(4) 参加資格の喪失等

応募者は次の各号に該当する場合に参加資格を喪失する。この場合、市は参加資格を喪失した応募者が手続き等に要した費用の一切の負担を行わない。

- ① 資格審査申請書類及び入札書類等その他一切の書類に虚偽の記載をした場合
- ② 応募者を構成する企業が、資格審査申請書類の提出日から入札書の開札日までの間に、7（2）に掲げる資格を欠くこととなった場合

9 募集要項（第二部）

(1) 募集要項（第二部）の構成

募集要項（第二部）は、以下の書類により構成される。これらの書類は入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- ① 基本協定書（案）
- ② 事業契約書（案）

(2) 募集要項（第二部）の交付方法

募集要項（第二部）の交付方法については、参加資格が認められた応募者（以下「参加資格者」という。）の代表企業に対して、8（3）に示す通知とともに送信する。

10 本件施設の視察

(1) 本件施設の視察及び参考資料の閲覧等

参加資格者は、本件施設の視察を行うことができる。また視察時において、別紙 1 に示す参考資料の配布及び閲覧を認めるものとする。なお、視察の申込みについては、資格審査申請書類提出時に行うこと。申込みを行った者のうち参加資格者の代表企業に対し、8（3）に示す通知とともに「施設視察案内」を送付する。

- ① 視察日：「施設視察案内」に記載
（令和元年 7 月 16 日（火）から令和元年 7 月 22 日（月）までの期間において、申

込希望日を参考に調整し、指定する。視察は原則1日とする。)

- ② 集合時間 : 「施設視察案内」に記載
- ③ 集合場所 : 3(1)の事業担当課
- ④ 視察方法 : 視察は参加資格者ごとに行う。視察人数は5名までとする。

(2) 視察等を踏まえた質疑回答

① 質疑の受付

ア. 受付期間 : 令和元年7月23日(火)から7月26日(金)17時まで

イ. 質疑の方法

募集要項(第二部)及び施設視察についての質疑のある参加資格者は、代表企業が取りまとめて、「募集要項(第二部)に関する質疑書」(様式第十一号①~②)及び「視察等を踏まえた質疑書」(様式第十一号③)に、その内容を簡潔に記載し、3(1)の事業担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。送信にあたっては、表題は「視察等を踏まえた質疑」とし、3(1)の事業担当課に示した電話番号に受理確認の連絡を行うこと。持参、郵送、FAX、電話等による質疑は受け付けない。

なお、参考資料に関する質問は、受け付けないものとする。

② 質疑に対する回答

ア. 回答日 : 令和元年8月6日(火)

イ. 回答方法

代表企業宛に電子メールにて回答する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。また、市が回答した内容は、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となる。

1.1 対話の実施

本件入札の参加資格者に対して、以下のとおり対話を実施する。

(1) 対話の目的

応募者が本事業に関する市の発注意図を十分理解した上で技術提案を行えるよう、市と応募者において対話を実施する。応募者と対話を行うことで、事業条件等に関する認識の齟齬を未然に解消し、要求水準の確実な達成と応募者の更なる創意工夫を引き出すことを目的とする。

(2) 対話要領の送付

対話に参加する者(以下「対話参加者」という。)は、資格審査申請書類提出時に「対話申込書」(様式第十号)を提出すること。申込みを行った者のうち参加資格者

の代表企業に対し、視察等を踏まえた質疑の回答と同時に市より対話要領を送付する。
対話要領において、当日の対話の実施概要について示す。

(3) 対話の実施

市と対話参加者は、対話用資料等をもとに令和元年 8 月 23 日（金）（予定）に対話を行う。

1 2 入札書類の提出

(1) 入札書類の構成

参加資格者は入札書及び本事業に対する提案内容を記載した提案書類（以下「入札書類」という。）を提出する。（入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」という。）入札書類の構成は以下のとおりとする。提出書類の様式は、3（1）に記載の URL からダウンロードすることができる。

- ① 提案書類提出書（様式第十二号）
- ② 技術提案書（様式第十三号）
- ③ 事業計画書（様式第十四号）
- ④ 入札書（様式第十五号）
- ⑤ 委任状（代理人が入札する場合）（様式第十六号）
- ⑥ 誓約書（様式第十七号）

(2) 入札書類の提出

① 提案書類の提出

(1) に示す入札書類のうち、①②③を A4 版フラットファイル 2 穴に綴じて、正本 1 部、副本 17 部を作成し、CD-R 3 部と併せて、以下のとおり持参すること。

- ア. 受付日：令和元年 10 月 2 日（水）
- イ. 受付時間：9 時から 17 時まで
- ウ. 受付場所：3（2）の契約担当課
- エ. 注意事項

CD-R には、電子データで提出が可能なものを格納すること。

CD-R への格納の条件は次のとおりとする。

- ・ CD-R：Windows フォーマット、PDF 方式
- ・ 使用アプリケーション：Microsoft Word97 以降・Excel97 以降

② 入札書の提出及び開札

(1) に示す入札書類のうち、④⑤⑥について各々正本 1 部を持参し、以下のとおり開札を行う。

ア. 開札日時 : 令和元年 11 月 11 日 (月) 13 時 30 分

イ. 開札場所 : 橿原市役所 北館 入札室

ウ. 注意事項

- ・ 開札結果は入札の有効・無効のみを発表する。
- ・ 開札は入札参加者又はその代理人立会いのもとで行うものとする。
- ・ 入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じた金額が、債務負担行為額を基に別に定めた予定価格を超えた場合は失格とする。
- ・ 入札書に記載された金額が、事業計画書 (様式第十四号 (1)) の (A) 運営費計に記載の金額 (税抜) と不整合の場合は、失格となるので留意すること。
- ・ 入札書は下記の URL (橿原市ホームページ) の封筒様式を参照の上、厳封し提出すること。

入札書封筒様式 (橿原市ホームページ)

<https://www.city.kashihara.nara.jp/article?id=5c35249df1a7f00f31b1f0d9>

(3) 入札の辞退

参加資格者は、入札書の提出前であれば入札を辞退することができる。辞退する場合は、直ちに「入札辞退届」(様式第十八号)を 3 (2) の契約担当課に持参すること。

(4) 入札の無効・失格

① 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。

- ・ 入札書に記名押印を欠く入札
- ・ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- ・ 同一入札者がなした 2 以上の入札
- ・ 入札金額の訂正した入札又は判読し難いと認められる入札
- ・ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- ・ 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- ・ 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- ・ その他入札条件に違反した入札

② その他

入札参加者が、入札書の開札日の翌日から落札者決定の日までの間に、7 (2) に掲げる資格を欠くこととなった場合は当該入札参加者の入札を無効とする。この場合、7 (2) ア及びイ中の「入札書の開札日」とあるのは「落札者決定の日」に読み替えるも

のとする。

(5) 入札にあたっての留意事項

入札にあたっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期又は取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めたときは、入札手続きを延期、中止、又は取消すことがある。

(6) 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回をすることは認めない。但し、この規定は審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

(7) その他

市は、入札書類の提出があった時点で、入札参加者の名称等を公表することができるものとする。

1.3 落札者の決定等

(1) 審査及び落札者決定方法

別紙 2 に示す「落札者決定基準」に基づき、以下により審査を行い落札者が決定される。

① 非価格要素審査

参加資格要件を満たすことを確認された応募者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について事業者選定委員会において審査を行い、非価格要素点を決定する。非価格要素審査時には、最終審査対象者に対してヒアリングを実施する。

② 価格審査

予定価格を超過していない最終審査対象者の入札価格について、落札者決定基準により価格点を算出する。

③ 総合評価

①で決定した非価格要素点と②で算出した価格点から、落札者決定基準により事業者選定委員会において総合評価点を算定し、42 点以上の非価格要素点を有する者のう

ち、総合評価点の最も高い者を選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。

④ 落札者の決定

市は事業者選定委員会の審査をもとに「落札者」を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、入札参加者に対して文書で通知する。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに、市のホームページにて公表する。

(4) 落札者決定後の手続

① 基本協定の締結

市と落札者は、落札後、基本協定を締結する。

② 特別目的会社の設立

落札者は、本件施設の運営維持管理業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「本件会社」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立すること。

本件会社の設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。

- ア. 本件会社の本店住所地为奈良県橿原市とすること。
- イ. 応募企業又は構成企業全員が出資を行うこと。
- ウ. 応募企業以外の者又は構成企業以外の者が出資を行わないこと。
- エ. 本件会社の担当する業務は、本件施設の運営維持管理業務とすること。
- オ. 落札者が応募企業の場合は、株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて100分の100とすること、又は落札者が応募グループの場合は、代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。かつ、代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
- カ. 本件会社の資本金額は金3,000万円以上とし、事業期間を通じてこれを維持すること。
- キ. 本件会社は、会社法（平成17年法律第86号）の定めに従い、会計監査人を置く株式会社として設立しかつ存続すること。
- ク. 事業契約上の市の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため、本件会社の株式の上に、市のために第一順位の根質権を設定し、当該第一順位株式根質権の設定の対抗要件を具備するために必要な措置をとるほかは、本件会社の

株主は、原則として事業契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

- ケ. 株主は、本件会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、連帯して本件会社への追加出資又は劣後融資その他の本件会社に対する財政的支援措置を講じること。その他適切な支援措置を講ずることにより、本件会社が本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。
- コ. 本件会社について、運営維持管理業務を実施するための人員を確保すること。

③ 契約詳細の協議

市と落札者は事業契約締結のために、その詳細について協議を行うものとする。なお、契約詳細の協議は、事業契約書案の調整を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

④ 事業契約の締結

市は、本件会社と本事業にかかる事業契約を締結する。事業契約の締結をもって、落札者を受注者とする。

⑤ その他

落札者が落札者決定の日の翌日から基本協定締結の日までの間に7（2）に掲げる資格を欠くこととなった場合、又は落札者が基本協定及び事業契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から13（1）③の総合評価における順位付けの高い者から順に契約協議を行い、落札金額の制限内で、履行期限を除くほか当初競争入札に付するときに定めた条件の範囲内にて、随意契約を行うことができる。この場合、7（2）ア及びイ中の「入札書の開札日」とあるのは「基本協定締結の日」に読み替えるものとする。

14 入札保証金、契約保証金

(1) 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、橿原市契約規則第13条第2項に規定する違約金を徴収するものとする。

(2) 契約保証金

受注者は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を市に納めなければならない。

15 その他

(1) 審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかったもの及び落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。

① 説明請求の期日等

審査結果についての説明を求める場合には、市が審査結果を通知した日の翌日から起算して10日以内（期間中の市の休日を除く。）に3（2）の契約担当課へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。受付は持参のみとし、受付時間は9時から17時までとする。

② 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の市の休日を除く。）に書面により行う。

(2) 費用負担

本入札説明書による上記すべての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 使用言語等

本入札説明書に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また入札書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

別紙 1 参考資料

(1) 配布資料

以下の資料については、参加資格者に対して配布する。

- ・ フローシート
- ・ 機器配置図
- ・ 事業費履歴

(2) 閲覧資料

以下の資料については、参加資格者に対して閲覧を認める。

- ・ 竣工図
- ・ 総合取扱説明書
- ・ 単体取扱説明書
- ・ 引渡性能試験結果報告書
- ・ 試運転報告書
- ・ 予備品・消耗品・工具リスト
- ・ 給油リスト
- ・ 机上教育資料
- ・ 過去の補修費データ
- ・ 施設整備計画（長期）
- ・ 運転データ（過去実績）
- ・ 自家用電気工作物保安規程
- ・ ダイオキシン作業環境測定結果
- ・ 環境計測結果（処理水・排ガス・焼却残渣等）
- ・ 橿原市災害廃棄物処理計画
- ・ 橿原市災害廃棄物処理計画実施マニュアル

別紙2 落札者決定基準

1 総合評価の方法

予定価格を超過していない最終審査対象者について、「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し、42点以上の非価格要素点を有する者のうち、総合評価点が最も高い者を、落札者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{非価格要素点}$$

総合評価点は100点を満点とする。

価格点と非価格要素点の比率は、30 : 70 とする。

2 価格点の算出方法

各最終審査対象者の入札価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。なお、算出した価格点は小数第8位において四捨五入を行うものとする。

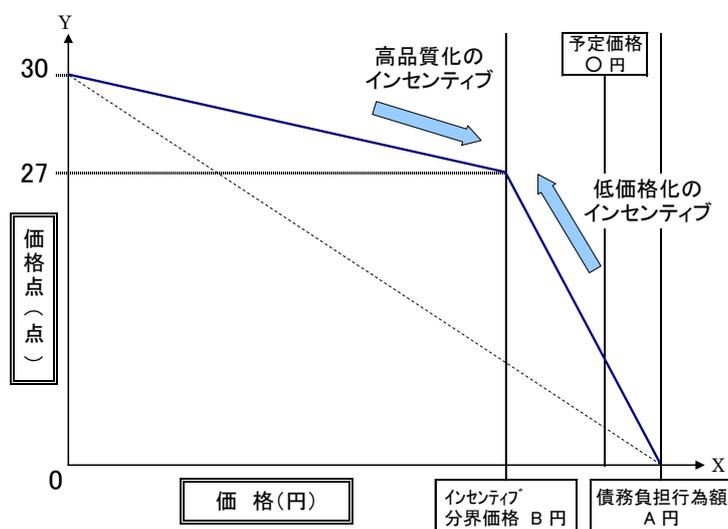
A : 債務負担行為額 (円/税抜)
B : インセンティブ分界価格 (円/税抜)
X : 入札価格 (円/税抜)
Y : 価格点 (点)

① $0 < X \leq B$ のとき

$$Y = (-3 / B) X + 30$$

② $B < X$ のとき

$$Y = (-27 / (A - B)) (X - A)$$



本件入札に係る設定値は以下のとおりとする。

A = ¥2,485,563,000 B = ¥2,066,442,000

① $0 < X \leq B$ のとき

$$Y = (-3 / 2,066,442,000) X + 30$$

② $B < X$ のとき

$$Y = (-27 / 419,121,000) (X - 2,485,563,000)$$

3 非価格要素点の算出方法

(1) 評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下のとおりとする。

図表 1 評価項目及び配点

評価項目	評価の視点	配点	
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 代表企業の役割 構成企業、協力会社の役割分担 	3	8
	<ul style="list-style-type: none"> 運営人員体制 従事者教育、法定資格者養成計画 	5	
運転管理業務にかか る計画	<ul style="list-style-type: none"> 運転計画における配慮事項 セルフモニタリング計画 	5	15
	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止基準（悪臭・排ガス等）の保証値と保証の実現に向けた工夫等 	5	
	<ul style="list-style-type: none"> 用役使用量（電気・燃料・プロセス用水・薬剤等）の考え方 	5	
維持管理業務にかか る計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性能及び機能維持の考え方 	6	17
	<ul style="list-style-type: none"> 維持補修計画（定期点検、補修、部品調達） 	8	
	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間満了時における引渡し条件の考え方 	3	
リスクへの 対応能力	<ul style="list-style-type: none"> 運営期間の安全対策の考え方（通常時） 運営期間の安全対策の考え方（非常時） プラント事故対応の考え方 	5	7
	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生の考え方 	2	
財務的な 安定性	<ul style="list-style-type: none"> SPCのキャッシュフロー計画 	2	7
	<ul style="list-style-type: none"> SPCのリスクヘッジ方策 	2	
	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の考え方 維持補修費（定期点検費、補修費、部品費）の考え方 	2	
	<ul style="list-style-type: none"> 付保する保険 	1	
低炭素社会形成に 向けた貢献	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量 	2	5
	<ul style="list-style-type: none"> その他、低炭素社会形成に向けた工夫 	3	
地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 市内雇用・市内企業への発注計画 	3	6
	<ul style="list-style-type: none"> 市民への対応（施設見学説明、地域社会への貢献、施設のPR、苦情対応等） 	3	
その他 (本事業実施にあたっ ての創意工夫)	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の要素 	5	5
合 計			70

(2) 点数化方法

各最終審査対象者の提案内容について、(1)の各項目に関して表2に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

点数は図表1の評価の視点毎に算出し、合計した値とする。

図表2 評価点の付与の考え方

	判断基準	評価点の算出方法
A	高い効果が期待できる	配点×100 %
B	効果が期待できる	配点× 75 %
C	普通	配点× 50 %
D	やや不安な点がある	配点× 25 %
E	不安がある	配点× 0 %

4 総合評価点の算出方法

価格点と非価格要素点から1に示す算式に基づき、総合評価点を算出する。

(例) A社の非価格要素点が60.00点で、入札価格(X)が¥2,066,000,000の場合

$0 < X \leq B$ のため

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= (-3 / B) \times X + 30 \\ &= (-3 / 2,066,442,000) \times 2,066,000,000 + 30 \\ &= 27.00064168 \dots \text{点} \\ &\approx 27.0006417 \text{ 点} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{A社の総合評価点} &= \text{価格点} + \text{非価格要素点} \\ &= 27.0006417 \text{ 点} + 60.00 \text{ 点} = 87.0006417 \text{ 点} \end{aligned}$$